

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第101号

京都市美術館事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市美術館事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条中 「総務課」を「総務課  
学芸課」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

美術館に次の職員を置く。

館長

課長 2人

学芸員 若干人

その他の職員 若干人

第2条第2項中「庶務係長」の右に「，学芸課に学芸係長」を加え，同条第4項中「又は担当課長補佐」を「，担当課長補佐又は担当係長」に改める。

第6条中「美術館において取り扱う」を「課の分掌する」に改め，同条総務課の項中「総務課」を「総務課」に改め，同条学芸課の項中「学芸課」を「学芸課」に改める。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)